恵庭市島松地区複合施設設置条例をここに公布する。

令和８年１０月１６日

恵庭市長　原　田　裕

恵庭市条例第２２号

記

恵庭市島松地区複合施設設置条例

恵庭市は、島松地区のまちづくりにおいて、ＪＲ駅周辺の生活利便機能の集約と活性化を推進するため、島松地区における公共機能の集約を図ることで、地域の活動拠点とするとともに、多世代が集い、憩い、交流できるにぎわい拠点を創造することを目的として、この施設の設置条例を制定します。

（設置）

第１条　福祉、文化及び生涯学習の拠点として地域活動及び交流の活性化を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、恵庭市島松地区複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
恵庭市島松地区複合施設	恵庭市島松仲町１丁目１番３号

（開館時間及び休館日）

第３条　複合施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1)　開館時間　午前８時３０分から午後９時まで

(2)　休館日　１２月２９日から翌年の１月３日までの日

２　前項の規定にかかわらず、複合施設の管理運営上必要があると市長が認めたときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

（施設の配置）

第４条　複合施設には、次に掲げる施設を配置する。

(1)　島松支所

(2)　島松市民センター

(3)　恵庭市立図書館島松分館

（事業）

第５条　複合施設では、次に掲げる事業を行う。

(1)　市民の交流の場の提供に関する事業

(2)　子どもの遊び場・居場所の提供並びに子育てをする親子の交流の促進、子育て相談及び情報交換に関する事業

(3)　前２号に掲げるもののほか、複合施設の設置目的を達成するために行う事業

（使用の許可等）

第６条　複合施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、この条例及びこれに基づく規則の規定により複合施設を使用することができる。ただし、使用者のうち複合施設を別表に規定する使用区分により占用しようとする者（以下「占用者」という。）は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

２　市長は、使用許可をする場合において、複合施設の管理上必要な条件を付することができる。

（入場の拒否等）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者の複合施設への入場を拒否し、使用の停止若しくは制限をし、又は退去を命ずることができるとともに、占用者の使用許可をしないことができる。

(1)　他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。

(2)　複合施設、附属施設又は備付物品その他これらに類するもの（以下これらを総称して「複合施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団その他集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、複合施設の管理運営上支障があると認めるとき。

（使用料）

第８条　占用者は、市長に別表に定める使用料を納付しなければならない。

２　前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

３　市長は、第１項の使用料について規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

４　既納の使用料は、還付しないものとする。ただし、災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）その他占用者の責めに帰さない理由により複合施設を使用することができないときは、この限りでない。

（目的外使用等の禁止）

第９条　占用者は、使用許可を受けた目的以外の目的で複合施設を使用し、又はその許可に係る権利の全部若しくは一部を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用許可の内容を変更することができる。

(1)　占用者が第７条各号の規定に該当することとなったとき。

(2)　占用者が使用許可に付した条件に違反したとき。

(3)　占用者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

(4)　占用者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(5)　災害が発生したとき。

(6)　公益上やむを得ない特別な事由が生じたとき。

(7)　前各号に掲げるもののほか、複合施設の管理運営上特に必要があると認めるとき。

2　市長は、前項の規定による使用許可の取消し等が行われた場合において、当該取消し等により生じた損害については、その責めを負わないものとする。

（特別な設備の設置等）

第１１条　使用者は、複合施設に特別な設備の設置、既存の設備の変更その他これらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2　市長は、前項の承認をするに当たっては、複合施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

（販売行為等の禁止）

第１２条　市長の承認を受けた者以外の者は、複合施設において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

（原状回復）

第１３条　占用者は、使用許可に係る使用が終了し、又は当該使用許可が取り消されたときは、直ちに使用した場所を原状に回復し、市長に返還しなければならない。ただし、原状に回復しないでもこれを有効かつ合理的に使用することができると市長が認めるときは、原状に回復しないで返還することができる。

2　前項本文の規定により原状に回復する義務を負う者が当該義務を履行しないときは、市長はこれを代行し、その費用を当該義務を負う者から徴収することができる。

（損害賠償）

第１４条　複合施設等の毀損、汚損、滅失その他これらに類する行為をした者は、市長が指示するところにより、当該行為により生じた損害を賠償しなければならない。

2　市長は、やむを得ない特別な事情があると認めるときは、前項の規定による損害賠償の額を減額し、又は免除することができる。

（運営協議会）

第１５条　市長は、複合施設の運営上必要な事項について協議するため、運営協議会を設置することができる。

（指定管理者による管理）

第１６条　市長は、複合施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に複合施設等の管理を行わせることができる。

２　前項の規定により指定管理者に複合施設等の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)　複合施設等の維持管理に関する業務

(2)　複合施設の利用許可等に関する業務

(3)　前２号に掲げる業務のほか、複合施設の管理運営上必要があると認められる業務

３　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。

第６条第１項	市長	指定管理者（第１６条第１項に規定する指定管理者をいう。第６条第２項、第７条、第８条第１項、第８条第３項、第１０条から第１３条まで及び第１４条第１項において同じ。）
第６条第２項、第７条、第８条第１項及び第３項、第１０条第１項、第１２条、第１３条及び第１４条第１項	市長	指定管理者
第１０条第２項及び第１１条	市長	市長及び指定管理者
第８条の見出し、第８条第２項から第４項まで及び別表	使用料	利用料金
第８条第１項	使用料	利用料金（第１７条第１項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）
第６条、第７条、第９条、第１０条（見出しを含む。）及び第１３	使用許可	利用許可

条第１項		
第６条第１項及び別表	使用区分	利用区分
第６条（見出しを含む。）、第７条、第８条第４項、第９条、第１０条第１項、第１３条第１項及び別表	使用	利用
第６条第１項、第７条及び第１１条第１項	使用者	利用者
第６条第１項、第７条、第８条第１項及び第４項、第９条、第１０条第１項及び第１３条	占用者	占用利用者
第９条の見出し	目的外使用等	目的外利用等

（利用料金の収受）

第１７条　前条の規定により指定管理者に複合施設の管理を行わせる場合においては、複合施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

２　利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

（委任）

第１８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年３月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　使用許可等に係る手続その他複合施設の供用を行うに当たり必要な準備行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

（恵庭市支所及び出張所設置条例の一部改正）

3　恵庭市支所及び出張所設置条例（昭和３９年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

別表島松支所の項中「島松仲町２丁目５番１号」を「島松仲町１丁目１番３号」に改める。

（恵庭市地域集会施設条例の一部改正）

4　恵庭市地域集会施設条例（昭和５６年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表島松市民センターの項を削る。

（恵庭市自転車等駐車場条例の一部改正）

5　恵庭市自転車等駐車場条例（平成２７年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中「恵庭市島松仲町１丁目５５７番８」を「恵庭市島松仲町１丁目５５７番９内」に改める。

別表（第６条、第８条、第１７条関係）

使用区分	単位		使用料
子どもひろばスペース	１時間	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	７００円
		市内在住者及び市内在住者で構成される団体以外の者又は団体	１，４００円
		営利目的	２，８００円
会議室１	１時間	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	２００円
		市内在住者及び市内在住者で構成される団体以外の者又は団体	４００円
		営利目的	８００円
会議室２	１時間	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	３００円
		市内在住者及び市内在住者で構成される団体以外の者又は団体	６００円
		営利目的	１，２００円
その他スペース	１時間	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	１０円

（１平方メートル当たり）		市内在住者及び市内在住者で構成される団体以外の者又は団体	２０円
		営利目的	４０円
移動販売車両スペース（移動販売車両による使用に限る。）	１日・１台につき		１，３００円

備考

1　使用する時間に１時間未満の端数が生じたときは、その端数を１時間とみなす。

2　市内在住者で構成される団体とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第６条の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者及び半数以上がこれらの者で構成される団体をいう。

3　営利目的とは、物品の販売その他これに類する行為を行う場合その他規則で定める場合をいう。

4　その他スペースとは、複合施設内の子どもひろばスペース、会議室１及び会議室２以外のスペースであって、占用させることができるスペースをいう。

5　移動販売車両とは、販売施設を設けて食品等を販売する形態の営業を行う自動車をいう。

6　移動販売車両が移動販売車両スペース内の電源を使用する場合は、１日につき４００円の使用料を加算する。